

第34回 行田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和3年7月30日（金）14：00～14：20 場 所：203会議室

出席者：市長、副市長、教員長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、環境経済部長、健康福祉部次長、都市整備部長、建設部長、学校教育部長、消防長、議会事務局長、秘書課長、危機管理課長、危機管理課主査

内 容

1 開 会（副市長） それでは、第34回行田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催する。はじめに、石井市長より御挨拶いただく。

2 市長あいさつ

今日にでも緊急事態宣言の発令が発表される見込みである。

特に本市でも、先日の10名はある程度（感染経路が）判明していたが、本日の報告にある11名は全く別物である。感染経路不明が4名、家族感染が4名、職場等感染経路が特定できているものが3名となっている。今までとは全く状況が異なると言ってもよい。特に0歳児が2名含まれている。小学生や0歳児も関係なく感染するということと、埼玉県では自宅待機が多いことから、家庭内感染が増えることが予想される。そのような状況であることから、本市における新型コロナ対策をよりきっちり行う必要があると考えており、急遽招集することとなった。

第1回目の緊急事態宣言や今年初め（2回目）の感染者数を大幅に超えてくると予想している。

先日から「東京では4千人超えるかもしれない」という話をしてしたが、予想が当たってしまった。行田市も共通認識をもって対応に当たって、感染拡大を防ぐ必要がある。

昨日は、国全体の1日の新規陽性者数が1万人を超えたが、2万人、5万人という感染者数を想定し、対策を考える必要があるのではないかと。一度決めたものでも、変更が必要になることもあるだろう。短い時間だが検討を重ねていってほしい。

（副市長）

本日は、委員の方々にお集まりいただいているが、埼玉県の対策は18時から行われる対策本部会議で具体的に示される予定である。

今回話し合いをする内容では不十分となることが考えられるため、県の対策内容をもって本日中に再度会議開催するか、明日開催するかしたい。可能であれば本日中にもう一度開催したいが、いかがか。

（危機管理監） 総合政策部長に確認いただいたところ、埼玉県では17時半～18時の対策本部開催予定となっている模様。

皆様が差し支えなければ20時頃から開催できれば、その間に情報収集可能と考えている。

（副市長） 埼玉県の対策内容が判明した後、各部局で対応を協議し、それらを持ち寄って本部会議で決定するという流れとなるため、20時～20時半ごろの開催でいかがか。

公民館も21時まで開館していることから、対応を協議できるのではないかと。

それぞれが協議終了後の20時半ごろの招集を提案する。

（危機管理監） 皆さんがそれでよろしければ、御参集おねがいしたい。

（市長） できるだけ対応を早くしたい。当初明日の午前を予定していたが、本日の夜に対応が出来るようであれば、対策を練っておきたい。明日からの対応としてできる限り実施したい。月曜日からの対応が変更になってもかまわないと思う。

（副市長） それでは20時半からとしたい。

なお、集まり次第開始したいので、時間が早まる可能性もある点に御留意いただきたい。

十分各所属で協議を行って持ち寄ってほしい。

（市長） 当面の対応でも構わないので、しっかり考えてほしい。

（副市長） その他報告があればお願いしたい

3 報告事項

（危機管理監） 資料に従って報告を行いたい。1枚目が直近でiJAMPに出ていた内容となる。

国が本日17時から政策対策本部を開き正式決定する。マスコミでは先行して発表されているとおり、期間は8月2日～8月31日まで、東京、沖縄に加え、埼玉、千葉、神奈川、大阪の4府県を追加する方針である。

資料の中央あたりに、西村大臣のコメントとして「面的に、一体的に強い取組を実施する」との記載があるとおおり、何らかの強い措置が実施されることが予想される。

その中で飲食店の酒類の提供禁止なども予想される。

次の資料は、昨年の4月当初から現在までの市の対策本部会議の主な流れとなっている。

4月7日に1回目の緊急事態宣言が発令され、1カ月間、5月7日までの期間となった。(その後5月31日まで延長)

この時は、2月の終わりごろから市内公共施設を休館としていたことから、これを延長したものである。

5月25日に緊急事態宣言が解除となり、6月1日から一部制限を設けた状態で公共施設を再開したところである。その後、定員などを変更した状態を継続し、年末を迎え、年明けの1月8日から2回目の緊急事態宣言が発令され、その際も1カ月とのことで実施された。

この時の措置として、20時以降の外出自粛を受け、公共施設の開館時間を19時までとした。

その後緊急事態宣言が2回延長されたが、3月21日に緊急事態宣言が解除され、それに合わせて約1か月間段階的緩和措置として開館時間を19時から21時までに延長した。

その後、本日までその取扱いを継続している。

次の資料は、先日の会議でまん延防止等重点措置として専門家会議に諮る目安として、示されたものである。この目安に対する本市の陽性者数の数値を入力したもの。

先ほど市長から話をいただいたとおおり本日は市内で11名の陽性者が出ている。

表に示されたとおおり、陽性者数のトータルが33名を超えるとステージⅣ相当となる。

また、市中感染が12名を超えるとステージⅢ相当となる。

これまでは該当が無かったが、本日の11名を加えるとこれらに該当してくる。

報告は以上となるが、県の状況が分かり次第皆様に連絡するので、委員各位も情報があれば共有してもらいたい。

(副市長) 協議事項は公共施設の貸し出しについてと記載されているが、これについては夜間の会議で協議させていただく。

添付の資料で前回と前々回を含めた現状での対応が記載されているものもあることから、これらを参考に対応を検討してもらいたい。

(市長) 3枚目の資料を見てもらうとわかる通り、先週の10人と今日の11人が含まれることから、週間合計は今日が一番多い。36人の陽性者数は、10万人あたりに直すと45人となる。これは大変な数字である。非常に大きな問題だと考えているが、皆さんもこれがいかに多い数字かを認識してもらいたい。

(副市長) 現時点ではほかに報告事項があるか

(環境経済部長) 環境経済部関連のイベントについて御相談したい。

マルシェについて、8月1日は実施し、それ以降は中止としたい。

また、花手水は屋外のイベントで展示だけであるため、実施したい。1日～14日の予定。

8月7日のライトアップは、夜間のイベントであることから中止としたい。

(市長) その内容で良いのではないかと。マルシェはお客様の数を考えるとやってもかまわないのではないかと。ただし、夜間のライトアップは人も多いことから中止で良いのではないかと。

(環境経済部長) それではその内容としたい。

(副市長) その他のイベント中止がある場合には、夜間の会議で報告をお願いしたい。

それでは、対策本部会議を終了する。

4 閉会

第34回行田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

日 時：令和3年7月30日（金）

14：00～

場 所：203会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

4 協議事項

(1) 公共施設の貸し出しについて

5 その他

6 閉 会

◎緊急事態、6都府県に拡大=埼玉・千葉・神奈川・大阪を追加—8月末まで・政府

21/07/30 11:17 NG03

政府は30日午前、新型コロナウイルス感染症の専門家らでつくる基本的対処方針分科会を開き、特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象に埼玉、千葉、神奈川、大阪の4府県を追加する方針を示し、了承された。期間は8月2日から31日まで。既に宣言を発令中の東京都と沖縄県も、8月22日までの期限を31日まで延長する。これにより、宣言対象は6都府県に拡大。午後5時から政府対策本部を開き正式決定する。

東京五輪の期間中も新規感染者数は増加。29日は東京都で3865人が確認され、全国では初めて1万人を超えた。西村康稔経済再生担当相は分科会で、「感染力が強いデルタ株への置き換わりが進む中、極めて強い危機感を持っている」と述べた。

西村氏は「人流、人出の減少が見られているが、これまでの宣言時に比べると減り方は緩やかにとどまっている」と指摘。宣言拡大の狙いについて「東京と合わせて首都圏で面的に、一体的に強い取り組みを実施することで感染を何としても抑えていく」と説明した。

首都圏3県と大阪府は現在、まん延防止等重点措置が適用されているが、宣言に切り替えて飲食店の酒類提供停止など感染対策を強化する。ただ、宣言効果が薄れているとの指摘もあり、感染収束につながるかは見通せない。

政府は併せて北海道、石川、京都、兵庫、福岡の5道府県に重点措置を適用する。期間は8月2日から31日まで。政府は国会に事前報告して正式決定。菅義偉首相が午後7時から記者会見に臨み、国民に理解を求めた。

◇政府の新型コロナ方針

【緊急事態宣言 = 6都府県】

▽新規 = 埼玉、千葉、神奈川、大阪（8月2日から31日まで）

▽延長 = 東京、沖縄（8月31日まで）

【まん延防止等重点措置 = 5道府県】

▽新規 = 北海道、石川、京都、兵庫、福岡（8月2日から31日まで）（了）



新型コロナウイルス感染症の専門家らでつくる基本的対処方針分科会の冒頭、発言する西村康稔経済再生担当相 = 30日午前、東京都千代田区

新型コロナウイルス感染症に係る対応経緯

年	月日	曜日	本市を取り巻く状況(埼玉県内中心)	市対策本部	公共施設対応
R2				2/28 第4回会議	2/29～3/15まで休館とする 3/2～小中学校が臨時休校に
				3/6 第5回会議	休館期間を3/31まで延長
				3/17 第7回会議	休館期間を4/19まで延長
	4月7日	火	緊急事態宣言発令(5/6まで)	4/8 第9回会議	休館期間を5/6まで延長
	5月4日	月	緊急事態宣言を5/31まで延長	4/27 市長、副市長、関係部長で協議	休館期間を5/31まで延長
	5月25日	月	緊急事態宣言解除	5/26 第13回・5/27 第14回会議	6/1から再開(一部制限あり)
				6/10 第15回会議	7/1から制限を一部解除
				9/28 第17回会議	当面、入室は定員の50%
				10/20 第18回会議	11月以降も現状維持となる
				11/17 第19回会議	12月以降も現状維持となる
			12/24 第20回会議	1月以降も現状維持となる	
R3	1月1日	金	中央病院においてクラスター発生	1/1 第21回会議	
	1月8日	金	緊急事態宣言発令(2/7まで)	1/7 第22回会議	午後8時以降の外出自粛を受け、 開館時間を午後7時までとする
	1/8～10		外出自粛キャンペーンを埼玉県と開催		
				1/15 第24回会議	新規予約受付を中止 飛沫の発生する活動の自粛 老人福祉センターの休館
	2月2日	火	緊急事態宣言を3/7まで延長	2/3 第25回会議	現状維持を継続
	3月5日	金	緊急事態宣言を3/21まで再延長	3/4 第26回会議	現状維持を継続
	3月21日	日	緊急事態宣言解除		
	3/22～ 4/21		段階的緩和措置等		開館時間を午後9時までとする
	4月20日	火	まん延防止等重点措置を さいたま市・川口市に指定(5/11まで) (4/19までは段階的緩和措置)	4/19 第29回会議	現状維持を継続
	4月28日	水	まん延防止等重点措置区域を 15市町に拡大する (川越・所沢・草加・越谷・蕨・戸田・朝霞・志木・和 光・新座・富士見・ふじみ野・三芳の13市町を追加)		
	5月8日	土	まん延防止等重点措置を5/31まで延長	5/10 第30回会議	現状維持を継続
	5月28日	金	まん延防止等重点措置を6/20まで延長	5/28 第31回会議	現状維持を継続
	6月17日	木	まん延防止等重点措置について さいたま市・川口市は7/11まで延長 その他13市町は6/20を以って解除	6/18 第32回会議	現状維持を継続
7月8日	木	まん延防止等重点措置を8/22まで延長	7/9 第33回会議	現状維持を継続	
7月20日	火	まん延防止等重点措置区域を 20市町に拡大する (川越・所沢・春日部・草加・越谷・蕨・戸田・朝霞・ 志木・和光・新座・八潮・富士見・三郷・鶴ヶ島・ふ じみ野・伊奈・三芳の18市町を追加)			

埼玉県における「まん延防止等重点措置」に係る専門家会議諮問の目安（本市の状況）

月日	曜日	陽性者数 A	うち家庭内 B	うち施設内 C	市中感染 D(A-B-C)	1週間計	
						陽性者数A 33≤OUT ステージⅣ 10万人25人/面積	市中感染D 12≤OUT ステージⅢ 10万人15人
7月15日	木	0			0	1	1
7月16日	金	0			0	1	1
7月17日	土	0			0	1	1
7月18日	日	1			1	2	2
7月19日	月	0			0	2	2
7月20日	火	3			3	4	4
7月21日	水	4		2	2	8	6
7月22日	木	3	1		2	11	8
7月23日	金	1			1	12	9
7月24日	土	10	10		0	22	9
7月25日	日	4	1	1	2	25	10
7月26日	月	2	2		0	27	10
7月27日	火	2	1		1	26	8
7月28日	水	3		1	2	25	8
7月29日	木	4	2		2	26	8
7月30日	金	11	4		7	36	14
7月31日	土				0	26	14
8月1日	日				0	22	12
8月2日	月				0	20	12
8月3日	火				0	18	11

緊急事態宣言発出後の教育委員会の対応（案）

令和3年7月29日現在

前回（1/8～3/21）緊急事態宣言発出時の県の方針（抜粋）

○催物（イベント等）の開催制限の要請

・収容人数10,000人以下の施設でのイベントの参加人数は、**収容率50%を上限**

○施設の営業時間短縮等の働きかけ

・遊興施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物販販売を営む店舗、ホテル又は旅館、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービスを営む店舗には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午後7時までととしていただくようお願いする。

【施設関係】

施設名	現 状	前回の緊急事態宣言発出時の対応 (1月8日～3月21日)	今回の緊急事態宣言発出時の対応
産業文化会館 21時30分閉館	人数制限を設けて開館 (収容人数の1/2)	人数制限を設けて開館(収容人数の1/2) 閉館時間を19時に短縮	人数制限を設けて開館(収容人数の1/2) 閉館時間を20時に短縮
体育施設 21時閉館	人数制限を設けて開館 (収容人数の1/2)	人数制限を設けて開館(収容人数の1/2) 閉館時間を19時に短縮	人数制限を設けて開館(収容人数の1/2) 閉館時間を20時に短縮
中央公民館 21時閉館	人数制限を設けて開館 (収容人数の1/2)	人数制限を設けて開館(収容人数の1/2) 閉館時間を19時に短縮	人数制限を設けて開館(収容人数の1/2) 閉館時間を20時に短縮
地域公民館 21時閉館	人数制限を設けて開館 (収容人数の1/2)	人数制限を設けて開館(収容人数の1/2) 閉館時間を17時に短縮	人数制限を設けて開館(収容人数の1/2) 閉館時間を17時に短縮
郷土博物館 16時30分閉館	人数制限を設けて開館 (常設展示室50人)	人数制限を設けて開館(常設展示室50人) 閉館時間は通常どおり	人数制限を設けて開館(常設展示室50人) 閉館時間は通常どおり
図書館 19時閉館	人数制限を設けて開館 (滞在来館者数185人)	人数制限を設けて開館(滞在来館者数185人) 閉館時間は通常どおり	人数制限を設けて開館(滞在来館者数185人) 閉館時間は通常どおり

公共施設の利用について

公共施設の利用については、飲食や飛沫が発生する活動の自粛など、一部利用の制限をしておりますが、埼玉県のまん延防止等重点措置等が延長されたことを受けて、8月22日(日曜日)まで利用制限を継続することといたしました。

施設ごとに利用制限の内容が異なりますので、詳細は各施設のホームページでご確認ください。

また、利用される皆様には、下記の感染防止策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

公共施設の利用にあたっての感染防止策

【飛沫感染リスクへの対応】

- 来館者にマスクの着用、咳エチケット、手洗いなど感染予防策の徹底を依頼する
- 施設内に飛沫防止シートを適切に設置する
- 受付職員はマスクを着用し、常時手指消毒を励行する

【密接を避けるための対応】

- ソーシャルディスタンスを確保するため、施設や部屋に応じた利用人数を設定する
- 状況によって、滞在時間や入場人数を制限する

【接触感染リスクへの対応】

- 出入り口にアルコール消毒液を設置する
- 複数の人が触れる場所の消毒を励行する
- パンフレットなどの配布物を手渡しせず、据え置き方式とする

【密閉空間を避けるための対応】

- 換気を励行する(複数の窓、ドアを開けるなど)

【入館時の対応】

- 咳、熱の有無について確認する(37.5度以上は入館自粛)
- 施設によっては、利用者受付簿への記入をお願いする
- 代表者には、出席者の連絡先などの把握を確認する

【職員の衛生対策】

- 手洗いとマスクの着用を徹底する
- 健康管理を徹底する

【周知について】

- 体調不良時は、来館をご遠慮いただくことやマスクの着用について、館内掲示する

施設一覧

福祉関係の施設

施設名	問い合わせ	備考
老人福祉センター「大堰永寿荘」	048-557-2486	8月22日(日曜日)まで休館
老人福祉センター「南河原荘」	048-557-2105	8月22日(日曜日)まで休館
児童センター (外部サイトへリンク)	048-554-5706	利用人数の制限あり
地域子育て支援センター きつずプラザあおい	048-553-5701	利用人数の制限あり
地域子育て支援センターなごみ (外部サイトへリンク)	048-553-6333	利用人数の制限あり
つどいの広場 (はすのこ・ひがし・みなみ かわら・さくら・さきたま)	子ども未来課(内線292)	利用人数の制限あり
ヴェールカフェ (旧忍町信用組合店舗)	子ども未来課(内線286)	利用人数の制限あり

総合福祉会館「やすらぎの里」 第1研修室、第3研修室、交流創作室、 ボランティア団体活動支援室、福祉団体活動支援室 (外部サイトヘリンク)	048-557-5400	利用人数の制限あり
総合福祉会館「やすらぎの里」 第2研修室(カラオクルーム)、調理実習室 (外部サイトヘリンク)	048-557-5400	8月22日(日曜日)まで利用停止
総合福祉会館「やすらぎの里」 機能回復訓練室 (外部サイトヘリンク)	048-557-5400	利用人数・時間の制限あり
総合福祉会館「やすらぎの里」 プール (外部サイトヘリンク)	048-557-5400	利用人数・時間の制限あり
総合福祉会館「やすらぎの里」 地域活動支援センター	048-557-5400	
総合福祉会館「やすらぎの里」 児童デイサービスセンター	048-557-5400	

コミュニティー関係の施設

施設名	問い合わせ	備考
コミュニティセンターみずしろ	048-554-6797	利用人数・時間の制限あり
コミュニティセンターみずしろ分館	048-554-6797	利用人数・時間の制限あり
コミュニティセンター南河原	048-557-0001	利用人数・時間の制限あり
市民活動サポートセンター	048-598-8616	
VIVAぎょうだ (男女共同参画推進センター)	048-556-9301	利用人数・時間の制限あり
西部コミュニティ広場	地域づくり支援課(内線251)	

商工観光関係の施設

施設名	問い合わせ	備考
商工センター (外部サイトヘリンク)	048-553-0510	利用人数・時間の制限あり
観光案内所(JR行田駅前)	行田おもてなし観光局 (048-577-8442)	
バスターミナル観光案内所	行田おもてなし観光局 (048-577-8442)	
観光情報館「ぶらっと♪ぎょうだ」	行田おもてなし観光局 (048-577-8442)	
行田市観光ガイドステーション	商工観光課 (内線382・389)	

図書館・公民館・郷土博物館

施設名	問い合わせ	備考
教育文化センター 「みらい」文化ホール (外部サイトヘリンク)	048-556-2649	利用人数・時間の制限あり
図書館 (外部サイトヘリンク)	048-556-4227	利用人数の制限あり
中央公民館 (外部サイトヘリンク)	048-556-2649	利用人数・時間の制限あり
各地域公民館 (外部サイトヘリンク)	各地域公民館または中央公民館(048-556-2649)	利用人数・時間の制限あり
郷土博物館	048-554-5911	利用人数の制限あり

スポーツ関係の施設

施設名	問い合わせ	備考
-----	-------	----

<u>総合体育館(行田グリーンアリーナ)会議室、研修室 (外部サイトヘリンク)</u>	総合体育館(048-553-3377)	利用人数の制限あり
<u>総合体育館(行田グリーンアリーナ)メインアリーナ、サブアリーナ、卓球室、柔道場、剣道場、ランニングコース (外部サイトヘリンク)</u>	総合体育館(048-553-3377)	利用人数の制限あり
<u>総合体育館(行田グリーンアリーナ)トレーニング室 (外部サイトヘリンク)</u>	総合体育館(048-553-3377)	利用人数・時間の制限あり
<u>総合公園(弓道場) (外部サイトヘリンク)</u>	総合体育館(048-553-3377)	利用人数の制限あり
<u>総合公園(野球場、自由広場、多目的広場、第2自由広場、庭球場) (外部サイトヘリンク)</u>	総合体育館(048-553-3377)	利用人数の制限あり
<u>市民プール(室内25mプール) (外部サイトヘリンク)</u>	総合体育館(048-553-3377)	利用人数の制限あり
<u>門井球場 (外部サイトヘリンク)</u>	総合体育館(048-553-3377)	
<u>富士見公園(野球場、庭球場) (外部サイトヘリンク)</u>	総合体育館(048-553-3377)	利用人数の制限あり
<u>下須戸運動場 (外部サイトヘリンク)</u>	総合体育館(048-553-3377)	

その他の施設

施設名	問い合わせ	備考
<u>古代運會館 (外部サイトヘリンク)</u>	048-559-0770	利用人数の制限あり
<u>古代運の里(うどん店、売店) (外部サイトヘリンク)</u>	048-559-0770	利用人数の制限あり
<u>総合公園管理事務所 (外部サイトヘリンク)</u>	総合体育館 (048-553-3377)	利用人数の制限あり
<u>産業文化会館ホール (外部サイトヘリンク)</u>	産業文化会館(048-556-6371)	利用人数の制限あり
<u>産業文化会館第1・2・3会議室、創作室 (外部サイトヘリンク)</u>	産業文化会館(048-556-6371)	利用人数の制限あり
<u>はにわの館 (外部サイトヘリンク)</u>	産業文化会館(048-556-6371)	利用人数の制限あり
<u>地域交流センター</u>	048-559-1399	利用人数の制限あり
<u>南河原隣保館</u>	048-557-3334	利用人数の制限あり
<u>埋蔵文化財センター</u>	文化財保護課(048-553-3581)	利用人数の制限あり
<u>八幡山古墳石室</u>	文化財保護課(048-553-3581)	
<u>南河原石塔婆覆屋</u>	文化財保護課(048-553-3581)	